

公有財産管理システム導入業務委託契約書（案）

茨城県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、公有財産管理システムの導入業務について、次のとおり委託契約を締結する。

（委託業務）

第1条 甲は、次の業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

- (1) 委託業務名 公有財産管理システム導入業務委託
- (2) 委託業務の内容 別添「公有財産管理システム導入業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに
のとおり
- (3) 履行期間 契約締結の日 から 令和8年3月31日まで
ただし、仕様書に個別の履行期限が定められているものは、仕様書に従うものとする。

（委託業務の実施）

第2条 乙は、委託業務を実施するに当たっては、仕様書に従って行わなければならない。

2 前項のほか、乙は、委託業務の実施方法について、甲の指示に従わなければならない。

（委託料）

第3条 委託業務に要する費用（以下「委託料」という。）は、金 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円を含む。）とする。

（委託料の支払）

第4条 乙は、第21条第5項の規定による通知を受けた後に、書面により甲に対して委託料の支払を請求するものとする。

- 2 甲は、前項の支払請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に委託料を支払わなければならない。
- 3 乙は、甲の責めに帰する事由により前項の委託料の支払が遅れた場合においては、甲に対して、遅延日数に応じ、委託料に年2.5パーセントの割合を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てた額）の遅延利息の支払を請求することができる。

（契約保証金）

第5条 乙は、契約保証金として金 円を、この契約締結と同時に甲の指示する手続により納付するものとする。

- 2 前項の契約保証金は、第29条に定める損害賠償の予定又はその一部と解釈しないものとする。
- 3 第1項の契約保証金には、利子を付さないものとする。

（指示等及び協議の書面主義）

第6条 この契約に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情がある場合には、甲及び乙は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。
- 3 甲及び乙は、この契約の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

る。

（権利、義務の譲渡禁止）

第7条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

（再委託等の制限）

第8条 乙は、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書の規定に基づき甲に承諾を求める場合は、再委託の理由、再委託の内容、再委託先、再委託先が取り扱う情報、再委託先に対する監督の方法等を甲に届け出るものとする。

3 乙は、第1項ただし書の規定による再委託を受けた再委託先に第9条、第10条、第11条、第12条、第22条及び第23条の規定を遵守させなければならない。

（作業場所、作業責任者等の届出）

第9条 乙は、契約締結後、速やかに本業務の作業場所、作業責任者及び業務従事者を特定し、甲に届け出なければならない。

（秘密の保持）

第10条 乙は、委託業務の実施に際して知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後についても同様とする。

2 乙は、乙の従業者に対して、前項の義務を遵守させるために必要な措置を講ずるものとする。

（目的外使用等の禁止）

第11条 乙は、委託業務の内容を他の用途に使用し、又は第三者に提供してはならない。この契約が終了し、又は解除された後についても同様とする。

2 乙は、乙の従業者に対して、前項の義務を遵守させるために必要な措置を講ずるものとする。

（貸与品）

第12条 乙は、委託業務の実施のため甲から貸与された帳票等（以下「貸与品」という。）を使用することができる。

2 乙は、貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に甲に借用書を提出しなければならない。

3 乙は、貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

4 乙は、個人情報等重要な情報を含む貸与品を取り扱うときは、次のとおり管理しなければならない。

(1) 授受について記録すること。

(2) 業務従事者以外の閲覧を禁ずること。

(3) 他の業務で取り扱う情報が記録された同等品を保有する場合は、区分すること。

(4) 鍵の掛かる場所に保管すること。

(5) 運搬又は送信する場合には、暗号化等の措置を講じること。

5 乙は、委託業務の実施に当たり最低限必要な場合を除き、甲の承諾なくして、貸与品を複写、複製又は改変してはならない。

6 乙は、委託業務の完了、委託業務の内容の変更等によって不用となった貸与品（複写物、複製物及び改変物を含む。）があるときは、速やかに甲に返還又は甲の指示に従って処置を行わなければならない。

7 前項の場合において、乙の故意又は過失により貸与品が滅失し、き損し、又はその返還が不可能となったときは、乙は、甲の指定した期間内に甲の承認を得て代品を納め、若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。

(運搬責任)

第13条 委託業務に係る貸与品及び仕様書に定める成果品（以下「成果品」という。）の運搬は、甲が別に定めるものを除くほか、乙の責任で行うものとし、その経費は乙の負担とする。

(施設等の供与)

第14条 乙は、秘密の保持又は委託業務遂行上の必要性から、甲の事業所内で作業を行う必要があるときは、甲に対して甲の作業場所、じゅう器、備品、通信施設等（以下「施設等」という。）の使用を要請することができる。

2 甲は、乙から前項の要請があり、その必要性を認めたときは、施設等は無償で乙に供与するものとする。この場合において、甲は、当該施設等の使用上の条件を付することができるものとする。

3 乙は前項の規定により施設等を使用するときは、善良な管理者の注意をもって使用するものとする。

(進ちょく状況の報告等)

第15条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、委託業務の進ちょく状況について報告を求め、又は必要な指示をすることができる。

2 乙は、前項の規定により委託業務の進ちょく状況について報告を求められたときには、甲が指示する方法、時期及び内容により、これを報告しなければならない。

3 乙は、甲からの指示がある場合には、定期又は随時に打合せ会議を開催しなければならない。

(甲の監査権)

第16条 甲は、情報セキュリティ確保その他の必要があると認めるときは、乙（再委託先があるときは再委託先を含む。）の作業体制、作業場所、情報の管理及びその他業務の履行状況について、乙の作業に対する監査及び作業の実施にかかる指示を行うことができる。

2 乙は、甲から前項の規定による作業に対する監査及び作業の実施にかかる指示があったときは、これに従わなければならない。

(品質仕様)

第17条 乙が甲に納入する成果物の品質を確保するために、仕様書に定める規格に準拠した品質管理を行わなければならない。

(業務内容の変更等)

第18条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託料、履行期間その他この契約の内容を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならないものとし、その賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

(事情変更による契約内容の変更)

第19条 この契約の締結後において、天災事変その他の不測の事態に基づく経済状況の変動により、契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、甲乙協議のうえ、委託料、履行期間その他この契約の内容を変更することができる。

(履行期間の延長等)

第20条 乙は、その責めに帰することができない事由により、履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかとなったときは、甲に対して遅滞なくその理由を示して履行期間の延長を求めることができる。

- 2 甲は、乙の責めに帰する事由により履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間後に完了する見込みがあると認めるときは、乙から損害金を徴収して履行期間を延長することができるものとする。
- 3 前項の損害金の額は、延長日数に応じ、委託料に年2.5パーセントの割合を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てた額）とする。

（完了報告等及び検査）

第21条 乙は、委託業務のすべてが終了したときは、遅滞なく、委託業務完了報告書（別記様式。以下「報告書」という。）及び成果品を甲に提出しなければならない。

- 2 甲は、前項の規定により報告書及び成果品の提出を受けたときは、その日から起算して10日以内に乙の立会いのもとに当該業務がこの契約の内容に適合するものであるかどうかを検査するものとする。
- 3 乙は、前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、補正完了報告書及び補正した成果品を甲に提出しなければならない。
- 4 第2項の規定は、甲が前項の規定により補正完了報告書及び補正した成果品の提出を受けた場合について準用する。
- 5 甲は、第2項（前項において準用する場合を含む）の検査の結果合格と認めた場合は、乙に対して通知するものとする。

（機密情報及び個人情報の取扱い）

第22条 甲及び乙は、本契約の履行に関して相手方から資料、電磁的記録媒体その他の有形な媒体により提供又は電子メール等電子的に提供された技術上、営業その他業務上の情報であって、相手方が機密である旨表示したもの（以下「機密情報」という。）について、善良なる管理者の注意をもってその機密を保持するものとし、本契約の履行に従事する者に使用させる場合を除き、機密情報を第三者に開示してはならないものとする。

- 2 前項にかかわらず、本契約の履行に関して次の各号の一に該当する資料及び情報は機密情報に含まれないものとする。
 - (1) 既に公知のもの又は自己の責に帰すことのできない事由により公知となったもの
 - (2) 乙が既に保有しているもの
 - (3) 守秘義務を負うことなく第三者から正当に入手したもの
 - (4) 相手方から書面により開示を承諾されたもの
 - (5) 機密情報によらずに独自に開発し又は知り得たもの
- 3 甲及び乙は、相手方から提供を受けた機密情報について、本契約の目的の範囲内でのみ使用するものとし、複製、改変が必要なときは、事前に相手方から承諾を受けるものとする。
- 4 甲及び乙は、本契約の履行に必要な範囲において、自己の役員、従業員に対して機密情報を開示できると共に、本条と同等以上の守秘義務を課した再委託先その他の第三者及び弁護士、税理士、公認会計士その他法令に基づき守秘義務を負う者に対して、開示できるものとする。ただし、甲及び乙は、第三者に開示した機密情報の機密保持について、相手方に対して本契約上の責任を負うものとする。
- 5 第1項にかかわらず、甲及び乙は、法令等に基づき、開示を義務付けられる場合には、義務付けられる範囲に限り機密情報を開示することができるものとする。ただし、当該開示を行うにあたっては、必要最小限の範囲での開示となるよう合理的な努力を行うものとし、事前に（緊急止むを得ない場合には、事後速やかに）相手方に対して当該開示について通知するものとする。
- 6 甲及び乙は、機密情報の提供、受領については、別途定める実施責任者間で書面をもって行うものす

る。

- 7 乙は、個人情報の取扱いについて、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- 8 乙は、機密情報及び個人情報の取扱いについて、本業務に関わる者全員が、秘密保持に関する誓約書を提出し、甲の定める事項を遵守しなければならない。
- 9 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、個人情報保護に関する研修を実施しなければならない
- 10 本条の義務は、本契約が終了又は解除された後においても同様とする。
- 11 本条に定める義務に違反したときは、相手方及び損害を受けた第三者にその損害を賠償しなければならない。
- 12 業務の遂行に当たっては関係法令を遵守すること。
- 13 乙は、この委託業務に従事する作業責任者及び業務従事者を明確にすること。

（事故発生時の報告）

- 第23条 乙は、委託業務を実施するに当たり、常に事故の防止に努めるとともに、事故の発生を知ったときは、その事故発生の帰責のいかんを問わず、直ちにその旨を甲に報告し、かつ応急措置を講じ、遅滞なく事故の報告書及び今後の対策方針を甲に提出しなければならない。
- 2 前項の場合において、甲は、公益上特に必要があると認めるときは、当該事故の内容を公表するものとする。

（部分使用）

- 第24条 甲は、第21条の規定により乙から提出を受ける前においても、成果品の全部又は一部を、乙の書面による同意を得て使用することができる。

（委託業務の実施に当たって発生した損害等）

- 第25条 委託業務の実施に当たって発生した乙の損害は、乙の負担とする。ただし、甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、その限度において甲がこれを負担するものとする。
- 2 乙がこの契約の履行に関して第三者に対して損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償するものとする。ただし、その損害のうち、甲の責めに帰するべき事由により生じたものについては、その限度において甲が負担するものとする。
 - 3 第1項ただし書及び前項ただし書の規定により甲が負担すべき額は、甲乙協議により定めるものとする。

（甲の解除権）

- 第26条 甲は、次の各号の一に該当する場合においては、契約を解除することができる。
- (1) 乙が競争入札に関し、不正な行為をしたとき。
 - (2) 乙がその責に帰する事由により履行期限内若しくは履行期限後相当の期間内に契約を履行しないとき、又は履行する見込みがないと認められるとき。
 - (3) 乙が正当の理由がないのに契約の履行の着手を遅延したとき。
 - (4) 乙が契約の履行に関し、不正の行為をしたとき。
 - (5) 乙が正当の理由がないのに検査、検収、監督等関係職員の職務の執行を妨げたとき。
 - (6) 乙がこの契約に違反し、相当の期間を定めた甲の催告受領後、相当期間内に当該違反行為の是正を行わなかったとき。
 - (7) 乙が乙の都合により契約の解除を申し出たとき。

- (8) 乙が故意又は過失により甲に重大な損害を与えたとき。
 - (9) 乙の役員等（法人にあつては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - (10) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が乙の経営に実質的に関与しているとき。
 - (11) 乙の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
 - (12) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
 - (13) 第11号及び前号に掲げる場合のほか、乙の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - (14) この契約に係る資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「購入契約等」という。）に当たって、その相手方が第9号から前号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
 - (15) この契約に係る購入契約等に当たって、第9号から第13号までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（第14号に該当する場合を除く。）において、甲が当該購入契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。
 - (16) この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるとき。
- 2 前項の場合、乙が損害を被ることがあっても、甲はその責を負わない。
 - 3 甲は、第1項に基づき本契約を解除しようとするときは、事前にその理由を記載した書面により乙に通知するものとする。
 - 4 甲が第1項の規定において、契約を解除した場合、乙は、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に納付しなければならない。
 - 5 前項の違約金の請求は、別に損害賠償の請求を妨げるものではない。
 - 6 甲は、第1項に定める場合のほか、契約の履行が完了しない場合において、特に必要があるときは甲乙協議のうえ、契約を解除することができる。

（乙の解除権）

第27条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 第18条第1項の規定により委託業務の内容が変更されたため、委託料の額が3分の2以上減少するに至ったとき。
 - (2) 第18条第1項の規定による委託業務の中止期間が3か月以上に及ぶとき又は履行期間の2分の1を超えたとき。
 - (3) 甲がこの契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となったとき。
- 2 乙は、前項の規定により契約を解除した場合において、乙が既に業務の一部を履行しているときは成果物を納品し、その履行部分について甲の検査を受け、当該検査に合格した部分に相応する委託料を甲に請求することができる。

(解除に伴う措置)

第28条 乙は、この契約が解除された場合において、貸与品があるときは、これを甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が乙の故意又は過失により滅失し、き損し、又は返還が不可能となったときは、乙は、代品を納め、若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。

2 前項に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第26条の規定による甲の解除権の行使によるときは甲が定め、前条の規定による乙の解除権の行使によるときは甲乙協議して定める。

(損害賠償)

第29条 甲は、第26条第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙に対してその賠償を請求することができる。

2 この契約の履行に関し、乙の責めに帰すべき理由により甲又は第三者に損害が生じたときは、乙は、損害賠償の責めを負うものとする。

(権利の帰属)

第30条 乙は、委託業務の実施（第8条第1項ただし書の規定により第三者に再委託等して実施した場合を含む。）により発生した著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権、翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利について、同種の調査（設計）等に共通的に利用されるノウハウ等に係るもの（以下「共通ノウハウ等の著作権」という。）を除き、甲に無償で譲渡するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、成果物にこの契約前から乙又は乙から本件業務の一部を再委託された者（以下「乙等」という。）が著作権を有するもの（以下「乙等著作物」という。）及び汎用的な利用が可能なプログラムが含まれるときは、当該乙等著作物の著作権は、乙等に帰属するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、甲は、第1条第3号に定める期間経過後においても、乙等著作物を自己使用の範囲内で自由に使用することができる。また、甲は乙等著作物について、著作権法第47条の3に基づき複製、翻案することができる。

4 甲は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項第3号又は同項第4号に該当しない場合においても、乙等著作物をその使用のために改変することができる。

5 乙は、本契約の成果物について、著作権法第17条第1項（作者の権利）の規定による著作者人格権を行使しないものとする。ただし、事前に甲乙協議した場合はこの限りではない。

(第三者の権利侵害)

第31条 乙は、甲に対して、成果品が第三者の著作権、工業所有権その他の権利（以下「著作権等」という。）を侵害していないことを保証するものとする。

2 成果品が第三者の著作権等を侵害しているとして、第三者との間に紛争が生じた場合は、乙は、甲に対し、その事実関係を速やかに通知しなければならない。

3 前項の場合、乙は、乙の責任と負担においてこれを解決しなければならない。ただし、当該侵害が甲の責に帰すべき事由による場合はこの限りではない。

(相殺)

第32条 甲は、乙に支払を請求することができる債権がある場合は、乙に対し支払うべき委託料と相殺し、なお不足のあるときは、不足額を徴収するものとする。

(帳簿等)

第33条 乙は、委託業務に係る経費について、帳簿を備え、収入支出の額を記載し、その出納を明らかに

しておくとともに、これをその完結の日から5年間保存するものとする。

(目的物の種類又は品質に関する担保責任)

第34条 成果物に種類又は品質に関して契約内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）があるときは、甲は乙に対して期間を定めてその契約不適合の修補を請求し、又は修補の請求に代え若しくは修補の請求とともに損害賠償を請求することができる。

2 前項の規定による修補又は損害賠償の請求ができる期間は、成果物の納入後1年間とする。

3 乙は、甲に対し、成果物が仕様書に基づいて開発されていることを保証するものとする。なお、仕様書に基づいて開発されていない場合は、成果物に契約不適合があったものとする。

4 乙は、成果物に不具合がある場合は、成果物の契約不適合として乙の責任で当該不具合を是正しなければならない。

5 甲が第1項、第3項及び第4項の契約不適合の有無を判断するにあたり不明点等がある場合には、乙がその調査を行って甲に報告することを含むものとする。

6 乙は、成果物が著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の日本国の法令及び国際条約により外国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「著作権等」という。）を侵害していないことを保証しなければならない。

7 乙は、成果物に第三者の著作権等を使用した場合において、甲が乙に支払う本契約金以外にその使用の対価を要しないことを保証しなければならない。

8 甲が乙に第1項の規定による損害賠償の請求をする場合は、損害賠償金額相当の物品等の納入請求をもってこれに代えることができる。

(契約の費用)

第35条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第36条 この契約に関し甲又は乙が訴訟等を提起するときは、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(疑義の決定)

第37条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

※紙契約の場合

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

※電子契約の場合

この契約を証するため、電磁的記録を作成し、甲及び乙が合意の後電子署名を行い、それぞれ当該電磁的記録を保有する。

令和7年 月 日

甲	住所	茨城県水戸市笠原町978番6
	氏名	茨城県知事 大井川 和彦

乙

住所
氏名

1 受託者の責務

委託業務を実施するに当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益の保護に十分留意して行うように努めること。

2 個人情報の収集の制限

委託業務を実施するため個人情報を収集するときは、委託業務の目的を達成するために必要な範囲で行うこと。

3 個人情報が記録された媒体の保管

個人情報が記録された媒体（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、情報システムによる情報処理の用に供されるものに係る記録媒体及び紙をいう。以下同じ。）は、施錠可能なロッカー等に保管するなど、適切に保管すること。

4 不要情報の廃棄

収集した個人情報は、仕様書で指定する期間及び委託業務が終了した後に速やかに復元又は判読が不可能な方法により廃棄すること。

5 個人情報の目的外利用及び外部提供の禁止

委託業務を実施するために収集・作成した個人情報は、委託事務を処理するためにのみ利用するものとし、他の目的のために使用し、又は第三者に提供しないこと。

6 個人情報の複製等の制限

委託業務を処理するために個人情報の複製若しくは送信又は個人情報が記録された媒体の外部への送付若しくは持ち出しを行うときは、甲の承諾を受けなければならない。

7 個人情報についての事故報告

個人情報について外部への漏えいその他の事故が発生したときは、速やかに当該個人情報の項目、内容、数量、事故の発生場所、発生状況等を詳細に記載した書面により甲に報告し、その指示を受けるほか、仕様書記載の措置を講じること。

8 返還義務

委託業務を実施するために甲から引き渡された個人情報の記録媒体がある場合は、委託業務完了後、速やかに甲に返還しなければならない。

委 託 業 務 完 了 報 告 書

令和 年 月 日付で締結した委託契約に基づく委託業務について、下記のとおり実施したので委託契約書第21条第1項の規定により報告します。

記

1 業 務 名

2 契約年月日 年 月 日

3 履行期間 年 月 日から

年 月 日まで

4 業務委託料 円

5 完了年月日 年 月 日

6 成 果 品